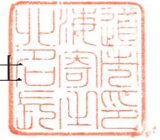


名市医第44号
令和8年3月19日

名寄市国民健康保険運営協議会
会長 栗原 智博 様

名寄市長 加藤 剛士



名寄市国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得の改正
並びに子ども・子育て支援納付金分の課税について（諮問）

このことについて、貴協議会に次の事項を諮問いたします。

記

1 諮問事項

名寄市国民健康保険税賦課限度額の引き上げについて
名寄市国民健康保険税軽減判定所得の引き上げについて
子ども・子育て支援納付金分の課税について

2 諮問内容

昨年12月26日に「令和8年度税制改正の大綱」が閣議決定され、令和8年度における国民健康保険税の基礎賦課分の課税限度額及び軽減判定所得が改正されることとなりました。

本市においても、税負担の公平性を確保するとともに、中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、国の改正内容に準じて同様の改正を行うこととしてよろしいか諮問いたします。

また、令和6年6月12日に子ども・子育て支援法等が改正され、令和8年度から医療保険の保険料とあわせて拠出する「子ども・子育て支援金制度」が創設されることに伴い、新たに子ども・子育て支援納付金分の課税区分が設けられることとなりました。

新設される子ども・子育て支援納付金分の税率設定にあたっては、北海道から全道統一の標準保険税率を基本とするよう示されておりますが、被保険者の負担に配慮するとともに、今後の安定的な国民健康保険運営が確保できるよう適正な税率について諮問いたします。

3 改正時期 令和8年4月1日から適用する